

議案第65号

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正
等について

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する等の
条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出
(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する等の条例

(城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成16年城陽市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第2条 城陽市情報公開条例(平成14年城陽市条例第8号)第17条第1項及び<u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)第38条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、城陽市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 城陽市情報公開条例(平成14年城陽市条例第8号)第17条第1項又は<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>第105条第3項において準用する同条第1項若しくは<u>城陽市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年城陽市条例第 号)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、城陽市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第4条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁(城陽市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関又は城陽市個人情報保護条例第38条第1項の規定により諮問した実施機関をいう。以下同じ。)</u>に対し、審査請求のあった開示決定等(城陽市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等及び<u>城陽市個人情報保護条例第21条第1項、第30条第1項又は第37条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をいう。以下同じ。)</u>に係る公文書(城陽市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)又は<u>個人情報(城陽市個人情報保護条例第2条第4号に規定する公文書に記録された同条第1号に規定する個人情報</u>をいう。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は<u>個人情報の開示を求めることができない。</u></p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第4条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁(城陽市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した地方公共団体の機関若しくは城陽市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。)</u>に対し、審査請求のあった開示決定等(城陽市情報公開条例第12条第1項若しくは<u>法第78条第1項第4号若しくは城陽市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号アに規定する開示決定等、法第94条第1項若しくは同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項若しくは同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)</u>に係る公文書(城陽市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。<u>以下同じ。)</u>又は<u>保有個人情報(法第60条第1項又は城陽市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報</u>をいう。以</p>

<p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>
--	---

(城陽市個人情報保護条例の廃止)

第2条 城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

(城陽市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行前において第2条の規定による廃止前の城陽市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 旧条例第49条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する城陽市個人情報保護審議会の委員であった者に係る同条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(城陽市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 城陽市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和39年城陽市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(個人情報の保護及び秘密を守る義務)</p> <p>第7条 指定管理者は、保育所の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための</p>	<p>(個人情報の保護及び秘密を守る義務)</p> <p>第7条 指定管理者は、保育所の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p>

必要な措置を講じなければならない。	
2 略	2 略

(城陽市立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 城陽市立福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年城陽市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第19条 指定管理者は、福祉センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 <u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u> 等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第19条 指定管理者は、福祉センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
2 略	2 略

(城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 城陽市立市民プールの設置及び管理に関する条例(昭和49年城陽市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第11条 指定管理者は、市民プールの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 <u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u> 等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第11条 指定管理者は、市民プールの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
2 略	2 略

(城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 8 城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例(昭和51年城陽市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第10条 指定管理者は、運動広場の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第10条 指定管理者は、運動広場の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

号)、 <u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u> 等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。	号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
2 略	2 略

(城陽市立老人福祉センター条例の一部改正)

- 9 城陽市立老人福祉センター条例(昭和56年城陽市条例第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第12条 指定管理者は、センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 <u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u> 等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第12条 指定管理者は、センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
2 略	2 略

(城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 10 城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例(昭和59年城陽市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第14条 指定管理者は、会館の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、 <u>城陽市個人情報保護条例(平成16年城陽市条例第32号)</u> 等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第14条 指定管理者は、会館の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
2 略	2 略

(城陽市総合運動公園の管理に関する条例の一部改正)

- 11 城陽市総合運動公園の管理に関する条例(昭和60年城陽市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第10条 指定管理者は、公園の管理を通して取	(個人情報の保護及び秘密を守る義務) 第10条 指定管理者は、公園の管理を通して取

<p>得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	--

（城陽市文化パルク城陽の設置及び管理に関する条例の一部改正）

1 2 城陽市文化パルク城陽の設置及び管理に関する条例（平成6年城陽市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第16条の4 指定管理者は、文化ホール等の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第16条の4 指定管理者は、文化ホール等の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

（城陽市立老人デイサービスセンター条例の一部改正）

1 3 城陽市立老人デイサービスセンター条例（平成8年城陽市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第10条 指定管理者は、センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第10条 指定管理者は、センターの管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

（城陽市総合運動公園駐車場条例の一部改正）

1 4 城陽市総合運動公園駐車場条例（平成16年城陽市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第15条 指定管理者は、駐車場の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第15条 指定管理者は、駐車場の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

（城陽市宿泊施設の管理に関する条例の一部改正）

15 城陽市宿泊施設の管理に関する条例（平成20年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第13条 指定管理者は、宿泊施設の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）</u>等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（個人情報の保護及び秘密を守る義務）</p> <p>第13条 指定管理者は、宿泊施設の管理を通して取得した個人情報を保護するために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正等を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正等条例要綱

1 城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正（第1条関係）

個人情報の保護に関する法律の改正により、同法が直接適用されることとなることから、不要となる城陽市個人情報保護条例を廃止するため、城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例において引用する城陽市個人情報保護条例の規定を削除し、この規定に対応する同法及び城陽市議会の個人情報の保護に関する条例の規定に改める。

2 城陽市個人情報保護条例の廃止（第2条関係）

城陽市個人情報保護条例を廃止する。

3 施行期日（附則第1項）

令和5年（2023年）4月1日

4 経過措置（附則第2項から第4項まで）

城陽市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を規定する。

5 関係条例の一部改正（附則第5項から第15項まで）

城陽市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例を引用する条例について、所要の改正を行う。